

公益財団法人埼玉県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://saitama-sports.or.jp/association/

原則	自己説明項目	自己説明
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	第3期埼玉県スポーツ振興計画(令和5年度～令和9年度)の策定に合わせて、彩の国アスリート強化5か年計画(令和5年度～令和9年度)を策定し、ホームページに掲載している。
[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF団体及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	定款、細則をはじめ、役・職員倫理規程を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ① 法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款、細則をはじめ、評議員選定委員会規程、役職理事候補者選考委員会規程、公益財団法人埼玉県スポーツ協会役・職員倫理規程、埼玉県スポーツ少年団規程、埼玉県スポーツ指導者協議会規程、本会及び加盟団体並びにその構成員の義務等の違反措置に関する規程、公益財団法人埼玉県スポーツ協会個人情報保護規程、公益財団法人埼玉県スポーツ協会特定個人情報取扱規程、「スポーツ活動相談窓口」設置規程、総務委員会規程、選手強化対策委員会規程、普及委員会規程、広報委員会規程、施設委員会規程、スポーツ科学委員会規程、指導者委員会規程、倫理委員会規程、物品等請負業者審査選定委員会規程、加盟審査委員会規程、顕彰委員会規程、職員服務規程、契約処理規程、財務規則(見直し中)を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ② 法人の業務に関する規程を整備しているか	定款、細則をはじめ、本会及び加盟団体並びにその構成員の義務等の違反措置に関する規程、公益財団法人埼玉県スポーツ協会個人情報保護規程、公益財団法人埼玉県スポーツ協会特定個人情報取扱規程、「スポーツ活動相談窓口」設置規程、公益財団法人埼玉県スポーツ協会個人情報保護方針、スポーツ仲裁に関する規則、スポーツ総合センター管理規則を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③ 法人の役員報酬等に関する規程を整備しているか	役員報酬等については定款、細則で定めている。他、職員服務規程、職員の給与に関する規程、職員の勤務時間に関する規程、職員の休日及び休暇に関する規程、初任給・昇格・昇給の基準に関する規程、職員の旅費に関する規程、職員の退職手当に関する規程、公益財団法人埼玉県スポーツ協会再雇用規程を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④ 法人の財産に関する規程を整備しているか	定款・細則で基本財産の取扱を定めているほか、従来の公益財団法人埼玉県スポーツ協会賛助会員規程、公益財団法人埼玉県スポーツ協会特定費用準備資金等取扱規程、公益財団法人埼玉県スポーツ協会寄付金取扱規程[スポーツ埼玉みらい資金(SportsSaitamaFutureFund)]を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤ 財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	寄付金のうち、継続した寄付が募れる様に、公益財団法人埼玉県スポーツ協会賛助会員規程、加盟団体を指定した寄付金の取り扱い要領を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	国民体育大会埼玉県選手団の編成については、各回がはじまるまでに方針を定めてHPでも開示し、スポーツ仲裁に関する規則を整備している。
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役員向けコンプライアンス教育を実施すること	理事会においてコンプライアンスに関する研修会及び加盟競技団体の役員に対してスポーツ団体インテグリティ推進研修会を実施。職員に対しては、各年度初めに本会の規程をはじめとする各種規程等の変更点の確認を行っている他、月1回のインテグリティ向上及びコンプライアンスの確認(各種研修を含む)並びに、職員のリカレント教育として県内大学と連携した研修を行っている。
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けコンプライアンス教育を実施すること	スポーツ団体インテグリティ事業を実施している。また、その事業を推進するために、埼玉弁護士会スポーツ法部会並びに(独)日本スポーツ振興センターと事業協力を実施。
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	公認会計士である者が監事3名のうち1名が務める他、顧問税理士の指導・助言を得て、適切な財務・経理の業務執行を行っている。
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫補助金や助成金においては、要項の定めに沿って、適切に処理し、国や助成元における監査を受けている。
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	公益法人認定法並びに本会定款に基づき、公益法人が事務所に備え置き、何人も閲覧等を請求できるとされている書類は主たる事務所に業務時間内に、主たる事務所内でいつでも閲覧することができる。
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	国民体育大会埼玉県選手団の編成については、各回がはじまるまでに方針を定めてHPでも開示している。
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	定款、細則並びに本会及び加盟団体並びにその構成員の義務等の違反措置に関する規程を整備し、処分を行った場合は本会ホームページに公告している。
[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	本会定款・細則に、加盟団体で構成する加盟団体協議会を定め、事業計画・予算、事業報告・決算等について意見を述べる事ができる他、本会理事・監事・評議員の候補者を推薦することができる。また、細則で加盟団体及びそれに所属する個人の権利及び義務を定め権限関係を明確にしている。また、加盟団体を対象とした法律相談窓口を設置し、埼玉弁護士会スポーツ法部会と連盟して
[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	競技団体においては、理事長をはじめ強化関係者や事務担当者を対象に合同経理説明会を年2回、を開催している。市町村においては、年1回市町村体育・スポーツ協会連絡会議を開催している。特に、ガバナンスコードが制定されてからは、常に情報提供を行っている。また、全ての加盟団体を対象にスポーツ団体インテグリティ推進研修会を開催している。